

## 常任観光建設委員会要点記録

○開会日時 令和3年12月6日(月) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	佐藤	周君	2 番	仲田	佳正君
3 番	四宮	和彦君	4 番	鳥居	康子君
5 番	大川	勝弘君	6 番	浅田	良弘君

○出席議員 3名

議員	石島	茂雄君	議員	篠原	峰子君
”	杉本	一彦君			

○説明のため出席した者 12名

副市長	中村	一人君
観光経済部長	西川	豪紀君
観光経済部観光課長	草嶋	耕平君
同産業課長	鈴木	康之君
同公営競技事務所長	福西	淳君
建設部長	石井	裕介君
建設部次長兼建設課長	高田	郁雄君
同建築住宅課長	杉山	英仁君
同都市計画課長	勝亦	俊介君
上下水道部長	鈴木	正治君
上下水道部下水道課長	小澤	剛君
同水道課長	山田	昌弘君

○出席議会事務局職員 2名

局長補佐	森田	洋一	主事	野田	昌伸
------	----	----	----	----	----

○会議に付した事件

- 1 市議第22号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 2 市議第30号 令和3年度伊東市競輪事業特別会計補正予算(第2号)
- 3 市議第29号 令和3年度伊東市一般会計補正予算(第5号)歳出所管部分

---

○会議の経過概要

○委員長(鳥居康子君)開会する。

---

○委員長（鳥居康子君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳥居康子君）異議なしと認め、さよう決定した。

---

○委員長（鳥居康子君）日程第1、市議第22号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○3番（四宮和彦君）議場での説明で大本の法改正に伴い、手数料の見直しをするとのことである。法改正の内容自体は長期優良住宅の普及促進等から、長期優良住宅法と住宅品質確保法が改正されたものであるが、大ざっぱに言えばどういう改正だったのか。共同住宅について区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更するための、いわゆる住棟認定の導入、良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度を新たに創設したこと、認定手続の合理化、頻発する豪雨災害等への対応、また、住宅品質確保法、住宅瑕疵担保履行法の改正では、既存住宅に関する紛争処理機能の強化、住宅紛争処理制度の拡充、住宅リフォーム・紛争処理支援センターの機能強化の6項目が大まかな改正項目となると思う。

住棟認定の導入についての影響は、認定手続の合理化といいつつ、手数料は最大戸数を基準としているので、改正前と改正後とで比較すると、1棟の戸数が最大戸数でない場合、改正前は2万4,000円の手数料で済んだものが4万2,000円かかるような場合が出てくると思う。そうすると、これだけを見ると随分大幅な手数料の引上げになるのではないか。区分所有者単位でなく、棟単位で計算することにどういった合理性があるのか。合理化といっても、書類を受理する役所側の事務手続が簡単になるだけで、申請者側にとっては何のメリットもないのではないか。

○建築住宅課長（杉山英仁君）確かに金額的には多くなるが、マンションは区分所有になっているので、改正前は途中で所有者が替わった場合、申請し直さなければならない。しかし、改正後は1回取ってしまえばそのマンションは認定されるので、最初の1回は多いが、その後はそのまま続くので合理的と考える。

○3番（四宮和彦君）前制度の場合、最初のマンションの区分所有者が本制度を利用して認定を受けたとしても、所有者が替われば再度認定されなければ制度の適用を受けられない制度だったのか。

住宅性能評価を行う民間機関が、併せて長期優良住宅の基準の確認を実施することも合理化の一つとして説明されているが、改正前はどのような認定手続になっていて、今回どのように合理化されたのか。ここで言う評価、認定を行う民間機関とはどのような機関で、市内ではどこが該当するのか。

○**建築住宅課長**（杉山英仁君）前制度では所有者が替わった場合、変更申請が必要となる。また、市内で該当する民間の申請機関はなく、沼津市の静岡県建築住宅まちづくりセンターなどが該当する。

○**3番**（四宮和彦君）頻発する豪雨災害等への対応では、認定基準の中に災害リスクに配慮すべき基準が追加され、本改正は災害の危険性が特に高いエリアを認定対象から除外するとある。その際、普通の基準でいえば、長期優良住宅や非常に高品質な住宅を建てたとしても、そのエリアが認定対象外であれば認定が受けられない。伊東市の場合、そのような認定対象外となるようなエリアは存在するのか、存在しているとすればどこの地域なのか。

○**建築住宅課長**（杉山英仁君）エリアは確認していないので、確認後、報告する。

○**3番**（四宮和彦君）存在の有無については把握しているか。

○**建築住宅課長**（杉山英仁君）対象外となるエリアは急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域等であるが、所在は不明である。

○**3番**（四宮和彦君）土砂災害特別警戒区域等の指定は県の地図等を見ればおおよその位置は分かると思うが、現実問題として、本市の場合、宅造の例でいえば、ほぼ市内全域が指定されているので、認定を受けられない地域が物すごく広域にわたる可能性があるのではないか。

○**建築住宅課長**（杉山英仁君）市域全体でどの程度が認定を受けられない地域なのかは把握していないが、今までの申請状況から見れば少ないと思う。

○**委員長**（鳥居康子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（鳥居康子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（鳥居康子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第22号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（鳥居康子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（鳥居康子君）日程第2、市認第30号 令和3年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第2号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○3番（四宮和彦君）議場での説明で、一般会計への繰り出しも1億円追加で、コロナ禍にもかかわらず、車券売上げはミッドナイト競輪等が好調との話であったが、現実にはコロナの感染拡大以降、競輪場の入場規制等、売上げへの悪影響を懸念されていたが、実際にはさほど影響もなく、好調な売上げを維持してきたとの見方もできる。記憶が定かではないが、昨年、電話投票、インターネット投票の売上げが占める割合を確認した記憶がある。その際、電話投票は多かったが、インターネット投票が物すごく少なかった印象があるが、この前の説明ではネット販売も好調との話もあったことから、現在の販売方法ごとの車券売上げの割合がどうなっているのかを伺いたい。また、インターネット投票はどれぐらい伸びてきているのか。

○公営競技事務所長（福西 淳君）売上げの区分であるが、令和2年度は全体で218億7,037万4,400円の売上げで、本場の売上げが2億7,564万500円、全体の1.26%になっている。電話投票は、KEIRIN.JPのオフィシャルサイトで電話とインターネットが一緒くたになっており、売上げは53億6,255万300円で、全体の24.52%を占めている。場外販売が、民間ポータルサイトのチャリ・ロトを除く売上げが含まれているが、146億1,483万5,600円、全体の66.83%を占めている。チャリ・ロトの売上げが、7賭式になるが、14億9,973万9,200円、全体の6.86%を占めており、チャリ・ロトの重勝式というくじ感覚の車券の売上げが1億1,760万8,800円、全体の0.54%を占めている。

インターネット販売は、チャリ・ロト1社でも前年比218.64%の利益があり、好調の要因は、特に民間ポータルサイトのチャリ・ロト、オッズパーク、Kドリームス、WICKET等の親会社がソフトバンク、楽天、AbemaTV、ミクシィのところが強く、売上げが伸びている。

○3番（四宮和彦君）これは伊東市が単独で取り組める課題ではないかもしれないが、競馬と比べると全体に占めるネット販売の割合が少ない気がするので、努力が必要ではないかと思うが、取組状況はどうなっているか。

○公営競技事務所長（福西 淳君）公営競技全体を見ても、ボートレースが昨年1兆円超えている。電話投票の比率も多いが、ボートレースは全部で24場あり、1場当たり200日行っている。競輪界は全体で43場で、年間46日ほどの開催である。実数の部分が負けているので、本場開催が多いとネット販売の機会が増えるため、全体的に率は上がっていると感じるが、競輪界は昨年の12月以降、月間で700億円を超える売上げになっている。令和2年度

は競輪界全体で7,500億円であったが、全輪協からの資料では4月から10月までの売上げの見込み値は8,973億円である。全体の構成比として、ジャンル別になるが、本場がマイナス3.9%、競輪のオフィシャルサイトのCTCがマイナス19.4%、民間ポータルサイトは166.1%の伸びである。場間場外がマイナス29.1%、専用場外がマイナス14.7%、競輪界全体では100.3%の伸びで、公営競技全体としてもネット販売が強みで、全体的に伸びている。

- 3番（四宮和彦君）民間ポータルサイトの伸びがすごく、かなり普及してきており、今後期待できる。

当初予算と合わせると、一般会計への繰出しが1億円追加で2億円になるが、これを教育目的に使うと市長が明言している。2億円となると、学校給食無償化ができるレベルの財源になるが、繰出金の使途を今後どう考えているか。

- 副市長（中村一人君）市長が本会議で述べたように、教育に重点的に充てていくという方針は現在持っており、基本的には、喫緊の課題である老朽化した学校施設の整備等を中心に充当していく。

- 3番（四宮和彦君）老朽化施設の改修もあるが、学校統合もあることから、集中的に投資すべき施設も決まってくる。いろいろと今言われているところでもあるが、コロナ禍の影響だけでなく、経済的に苦しい家庭も多く、教育費の負担が大きいので、ソフト面にも投資を図るような施策を考えてほしい。

- 1番（佐藤 周君）競輪の収益を教育費のほうに回しているのは喜ばしいことで、競輪事業は伊東市にとって大きな財産である。競輪の運営自体、こちらでどこまでできるかというところは、四宮委員の言っている中でもあったが、例えば選手が伊東のレースに出たいと思うような他の会場との差別化をできる幅というのは、市で持ち合わせている部分はあるのか。何を言いたいかという、好調な時期はいいが、競輪界自体がどうなっていくのかというのがある中で、最終的には全国の競輪場で選手を取り合うような状況になり得るのか、またそうはならないのかも含めて伺いたい。

- 公営競技事務所長（福西 淳君）競輪場自体の選手のあっせんは、中央団体の公益財団法人JKAに選手が2,300人ほどいるが、選手を43場、年間46日ないし枠外開催が数日あり、そういうもので均等に公平に行っている状況なので、選手が走りたいという要望があれば、我々としてもあっせんの依頼をしている。今回の記念競輪も伊東地区の選手に走ってもらうような活動を協力いただいたので、そういうことはできる。選手の走りたいというものについても、全国でもバンク周回が400、500、33バンク、最近、千葉でできた250バンクというのもあり、いろいろな特色がある。

我々としても、走路は公正、安全なレースを確保するのが大前提なので、レース場において選手が走りたくなる魅力というのは難しいが、お客様サービスとして、施設会社もチャリ・ロトに変わった中で、売店をリニューアルした。そういう雰囲気を変えていく努力はできると思うので、その辺は検討していきたい。

○1番（佐藤 周君）今の収益が上がっている状況で、選手が伊東市に行きたいと思えて、お客さんがいい選手が来たと、食べ物も売れるという好循環の方向に少しでも進められるといいと思う。

○5番（大川勝弘君）競輪施設改善基金積立金について伺いたい。今回も2億円で、以前も結構な額を積み立てている。先ほどの四宮委員の質疑でも、今、売上げに対して本場の売上げが1%程度の状況である。武雄市なども競輪場をコンパクトに建て替えて利益を上げやすい状況にしている。伊東市は持ち主がチャリ・ロトということもあり、建て替えまでは難しいと思うが、伊東市が積み立てたものを今後どのように投資していくのか、何か目標値があって、幾らまでためたいのか、もう一度、確認したい。

○公営競技事務所長（福西 淳君）基金の2億円増額については、今年度の車券売上金もネット販売が好調である。記念競輪を残す中で、先日のミッドナイト競輪も3日間で10億円を超える好調な部分もあるが、経営基盤の強化と今後の収支を勘案して、翌年に地方公共団体の納付金というものが売上げの基礎控除額40億円を差し引いた1%がかかってくる。去年の売上げ時点で見ると1億7,000万円ほどになるが、そういうものが考えられることなど、収益を勘案して2億円の増額をしている。

基金の使用については、目的基金であり、基本、選手宿舎は市の施設なので、竣工して20年以上たっており、大規模改修等も出てくる。施設は民間なので、民間にハードを行ってもらい、我々としては、ソフト面、競輪の映像機器や投票機器というお客様の車券販売、払戻し、利便性向上について考えている。そういう部分では、チャリ・ロト社とも毎月定例で施設整備の打合せもしているので、今、優先順位をつけて行っている。現状としては、今年3月5日からチャリ・ロトに変わり、まず売店のリニューアルをしてもらった。この記念競輪に合わせて、西口の外のトイレ、下の公衆電話がある坂の途中のトイレも全てリニューアルする予定であり、順次、優先順位をつけて進めていく予定である。

○委員長（鳥居康子君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳥居康子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳥居康子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第30号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鳥居康子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（鳥居康子君）日程第3、市議第29号 令和3年度伊東市一般会計補正予算（第5号）歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は各款ごとに行う。まず、第2款総務費第1項総務管理費第20目健康保養地づくり推進費について質疑を行う。事項別明細書は17ページ及び18ページになる。発言を許す。

○1番（佐藤 周君）オレンジビーチマラソンを行わないと判断した時期と、こういう感染レベルだったからという根拠のところを説明願う。

○観光課長（草嶋耕平君）オレンジビーチマラソンの開催可否については、直接の所管は生涯学習課になるが、例年、パンフレットの編集の校正のタイミングが8月頃であると聞いている。今回、9月に大会の要綱の配付、11月初旬に申込み締切りというスケジュールで進める予定だったが、最低でも7月から8月に大会の開催可否を判断しなければならず、ちょうど緊急事態宣言が発令されており、とてもその先の状況が見込めない状況であったため、中止を決定したと聞いている。

○1番（佐藤 周君）そうすると、また来年もおよそそういう時期に生涯学習課で判断をするということでした。

○委員長（鳥居康子君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳥居康子君）質疑なしと認める。

次に、第6款農林水産業費について質疑を行う。事項別明細書は37ページからになる。発言を許す。

○3番（四宮和彦君）農林水産業費の林業費、森林環境整備事業の手数料で167万円があるが、手数料の支払い先はどうなっているのかと、事業内容を再度説明いただきたい。

○産業課長（鈴木康之君）森林環境譲与税を使い、林道沿いで通行に支障があるとか、大きくなって枯れたり、道路にかかってきて危険な木を毎年少しずつ除去している。

支払い先は、市内の専門業者に依頼して除去してもらっている。

○3番（四宮和彦君）非常に基本的な質問をするが、例えば事業を委託している場合は委託料に

なるが、手数料となるときと委託料となるときはどう違うのか。

○産業課長（鈴木康之君）林道沿いの支障木の除去は基本的に手数料ということで役務費でお願いしている。もう一つの委託料はこれとは別で意向調査で、そちらは委託の形で全体の意向調査を委託して、分けた状態にしている。

○3番（四宮和彦君）要するに、支障木の除去など事業内容が明確に決まっている場合は、それについての手間賃として手数料を支払う。例えば意向調査の包括的な事業内容は、その事業を請け負ってもらうために委託をする違いだということでもいいのか。

○産業課長（鈴木康之君）そのような区分で行っている。

○委員長（鳥居康子君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳥居康子君）質疑なしと認める。

次に、第7款観光商工費について質疑を行う。事項別明細書は39ページからになる。発言を許す。

○3番（四宮和彦君）まず、観光商工費の宣伝費のところのシティプロモーション推進事業で1,300万円が計上されている部分について伺いたい。まず1つ目の委託料として出てきている域内連携促進実証事業委託料がどういう事業なのか、この900万円分の委託の具体的な事業内容を伺いたい。

○観光課長（草嶋耕平君）域内連携促進実証事業委託料は、観光庁の補助事業を活用して行う事業になる。事業実施の目的は、地域の観光事業者や交通事業者が連携し、地域資源を活用した新たな旅行商品の開発を行い新規顧客の獲得を目指すとともに、首都圏メディアと連携して情報発信をすることで、旅行商品のPRのみならず、本市のロケ地としての魅力についてもPRするなど、さらなるロケツーリズムの推進にもつなげていくため、観光庁の補助事業を活用して事業を実施する。

具体的な事業内容は大きく5つあり、まず1つは20代から40代の女性をターゲットとした旅行商品の造成とモニターツアーの実施、2つ目は首都圏キー局、メディアと連携した情報発信、3つ目は、ツアーの造成がロケツーリズムにもつながるような市内周遊マップの作成やこのマップの市外への配布、4つ目が地域のつながりを強め横断的な連携体制を構築するためのセミナーの開催、最後に、この事業についてのアンケート実施を含めた事業効果の検証の5つとなっている。

○3番（四宮和彦君）これは補正で追加で出てきているものではあるが、要するに、今挙げた具体的な事業の中で何かしらの予算が足りなくなったから追加補正をするのか、あるいは事業拡充を図ったから追加補正を図るのか。



○**観光課長**（草嶋耕平君）今回の事業は全く新規の事業になり、地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業という観光庁の補助事業があり、補助率は10分の10になるが、この実証事業があったので申請して、採択を受けて新たに事業を実施する。それに900万円の採択が下りたので、その中でやるということである。

○**3番**（四宮和彦君）次に、映像作品撮影事業費補助金は追加で出てきている部分だが、400万円というと、1件当たりの補助は大した金額ではなかったと思うが、追加補正を行うということは、たくさんロケに来ていると思うが、この辺はどうなのか。400万円という金額で十分足りる範囲のものと見込んでいるのかと、どれくらいロケの受入れが伸びてきているのか。

○**観光課長**（草嶋耕平君）補助金は、令和元年度までは補助の上限が20万円であったが、令和2年4月1日から要綱を改正して、市内における撮影延べ日数が20日以上、または市内における宿泊延べ人数が100人以上の映像作品のロケの場合は上限を100万円に引き上げて要綱を改正している。このことから、大規模な映画、ドラマはスタッフも大勢来て長期間撮影するので、100人以上の宿泊がクリアされると、申請されると100万円が上限ということで、補助金支出額もかなり上がってきている。現状としては、令和3年度は11月1日現在の補助申請件数が、既に交付決定されているもので7件、交付を確定している金額が339万5,000円となっており、今後、交付を予定している、既に撮影実施が内定している作品は3件あり、交付の予定額は250万円の予定である。

この補正は400万円ですり足りなのかということだが、基本的に補助金の予算の枠の中で交付をしていく考えでいるので、この先、年明けにどれだけ来るかは分からないが、無尽蔵に補助するのではなくて、このぐらいであれば費用対効果として許容できるというところで増額して交付していきたいと考えている。

○**3番**（四宮和彦君）今、要綱の見直しで1件当たりの補助額を大幅に増額して、基準が20日以上ロケ、ないしは100名以上のスタッフの宿泊というのは、これに該当するロケは実際にはもう既にあったのか、あるいは、例えばこれから見込まれるのか、その辺の件数はどうなのか。

○**観光課長**（草嶋耕平君）令和3年度は11月1日現在で7件と答弁したが、その7件中、補助金の金額が100万円の上限までいっている作品が2つある。上限は100万円なので、そこまでいかずに80万円の作品もある。

○**3番**（四宮和彦君）やっとなフィルムコミッション的な活動も軌道に乗ってきたところで、いろいろと働いてきた私としては喜ばしい限りだと思う。

ただ、話を戻して、補助事業は別として、先ほどの例えば委託事業について言うと、観光課が行う委託事業については、時々、本当に実態があるのかどうか疑わしいような場合が結構

ある。例えば、伊東観光協会に委託する事業は少なくないと思うが、表向きは観光協会が行うことになっている委託事業について、委託しているのだから、その事業執行に伴う契約関係については、全て観光協会においてなされるべきものであると思う。現実には、観光課が事業について、どういうものが必要であるなどを全部決めて、契約内容についても決定して、契約交渉も行って、この金額で、この事業をお願いしますとやった後に、契約だけ観光協会がやっているみたいな事例があると伺う。これは契約当事者から私が直接聞いている話である。そういうこともあり得るだろうとは思いますが、現実にはそういうことがまかり通ってしまうと、請負偽装という話になりかねない。委託事業に関しては、当然、市の事業としてやっているものなので、最終的には市が責任を負わなければいけない部分はあるにしても、手続きをしっかりと守るようにしていただきたい。今言ったような事例はないか。

○**観光課長**（草嶋耕平君）委員指摘の観光協会に委託しているが、完全に協会の中で業務が完結していないような状況は、これまで特に観光イベントなどで、観光協会の職員の人数が不足していて、当日そこにはかなりの人数が必要になることもあるので、協会でアルバイトを雇ったりもしているが、そこに観光課の職員が勤務として行ったり、イベントでいろいろなところに許可を得るときに、行政からでないとなかなか許可してくれないというケースもあるので、そういう事務的なことをこちらがやったり、そういう実態がこれまでであったのは事実である。これを防ぐために、観光協会のほうに市の職員を2人派遣しているが、その派遣をすることによって、当然、委託をしている事業については観光協会のほうで完結してもらうように、今、徐々に変えていこうと努力をしているところで、昔に比べると市の職員が出て行ってというのかなり減ってきている状況なので、今後も引き続きしっかりと疑念を持たれない対応をしていきたいと考えている。

○**3番**（四宮和彦君）分かった。とにかくそういうことに関しては、きちんとやっていただきたいということだけ申し上げておく。

次に、観光商工費のうち商工業振興費について、店舗リフォーム振興事業補助金50万円が出ている。店舗リフォームと並行して、例えばコロナで店舗の改装費等の別枠での補助金があったことも関係しているかもしれないが、商工業振興というのは、ある意味、伊東市にとっては最重要施策の一つであると思う。その中で、追加の補正分であるとはいっても、店舗リフォーム振興事業補助金が50万円しかないというのはちょっと少ない気がする。今、年末に差しかかっているとはいっても、まだ今年度自体は四半期が丸々残っている。そのことを考えると、この数倍あってもいいのではないかと。シティプロモーションに1,300万円もかけるのだったら、もっと具体的に成果が見えそうな商工業振興費にお金をかけてもいいのではないかと。桁を間違えているのではないかとというような金額であるが、どのような利用

を想定した試算なのか。

- 産業課長（鈴木康之君）毎年、店舗リフォームの要望はあるが、令和元年、2年は16件、19件と、大体20件に欠けるぐらいの件数となり、金額にしても百四、五十万円とか、去年は120万円である。今回は実際に11月15日現在で15件の申請があり、既に126万2,000円の助成をしている中で、今年度のうちに改装したいという要望がまだあるということで、商工会議所のほうから50万円という相談内容の件数から出したところである。今後も商工会議所と連携しながら店舗リフォームについて周知して、幅広く使っていただくようなことはしていきたいと思っている。
- 3番（四宮和彦君）店舗リフォームの専門家ではないから何とも言えないが、実際に部屋を改装しようとしたら数百万単位の金額がかかる。これも100万円の事業費に対して補助率が何%、上限が例えば10万円なら10万円みたいなレベルなのだろうと思うが、それでは積極的にリフォームしようという空気になるかなという気がする。補助率の見直しとか予算枠の拡充については検討しないのか。
- 産業課長（鈴木康之君）この制度は確かに最大10万円、工事費の10%となっている。店舗の改修とか増築とか模様替えとか、その他店舗の機能の維持向上を図るために使うことになっているので、今後、商工会議所を通じてそういった要望を把握して、拡充等については検討していきたいと思っている。
- 委員長（鳥居康子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（鳥居康子君）質疑なしと認める。  
次に、第8款土木費について質疑を行う。事項別明細書は43ページからになる。発言を許す。
- 5番（大川勝弘君）48ページの都市公園維持管理事業について、議場での説明で、小室山公園の池の改修と言っていたと思う。あわせて、下の都市公園整備事業でも、小室山に重岡先生の作品を飾るような説明だったと思うが、何を予定して、どういう計画なのか、もう少し細かい点を聞きたい。
- 観光課長（草嶋耕平君）小室山公園の池のしゅんせつと工事請負費のモニュメントの設置は別の事業で、池のしゅんせつについては、小室山公園の第二駐車場の横、つつじ園の入り口のところにある池が、雨水がたまるようになっていて、長い年月をかけて泥が堆積したことで、雨が少ない時期には池全体が干上がってしまっていて、かなり悪臭が漂って環境が悪い。これは苦情もかなり多く来るので、費用はかかるが、泥のしゅんせつを行って池の環境を回復するという事業である。

それから、工事請負費のほうのモニュメントの設置については、市民団体から要望を受けて、重岡建治氏が制作した平和モニュメントを小室山公園に設置するに当たり、設置場所への台座の制作と設置の工事請負費である。モニュメント自体は重岡先生が制作して、市民団体から市へ寄贈される予定となっている。事業費については、寄贈されたモニュメントを設置する費用である。

○委員長（鳥居康子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳥居康子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳥居康子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第29号歳出中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鳥居康子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（鳥居康子君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

---

○委員長（鳥居康子君）これにて常任観光建設委員会を閉会する。

---

○閉会日時 令和3年12月6日（月）午前10時52分閉会（会議時間52分）

---

以上の記録を認める。

令和3年12月6日

委員長 鳥居 康子